

町民の皆さまへ

新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言が今月 31 日まで延長されました。

福岡県は特定警戒都道府県に指定されており、県民の皆さんには、引き続きこれまでと同様の対応を求めています。

本町におきましても、緊急事態宣言の期間中はこれまでと同様、小中学校の休校、公共施設の休館、イベント開催の自粛を継続いたします。

町民の皆さんには引き続きご不便をおかけしますがご理解をお願い致します。

なお、政府は 1 週間後の 14 日に政府の専門家会議において再評価を行い、地域ごとの宣言の解除も視野に入れており、本町におきましても、国・県の動向を見きわめながら、感染防止に努めた上で、可能な限り、公共施設の休館の解除などを検討して参ります。

新型コロナウイルス感染症への対応は長期間を覚悟する必要がある、感染拡大を防止しながら社会活動を再開する方法を模索していくことも必要です。

本町において、感染者を出さない、拡大させないために今後とも町民の皆さんと一緒にあって対応して参ります。今後ともご理解・ご協力をお願い申し上げます。

令和 2 年 5 月 7 日

大木町長 境 公雄